49	○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)	0
46	○ 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)(抄)	0
45	○ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)(抄)	0
44	○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)(抄)	0
43	○ 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(抄)	0
42	○ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)	0
41	○ 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)(抄)	0
40	○ 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)(抄)	0
39	○ 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)(抄)	0
38	○ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)(抄)	0
37	○ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(抄)	0
32	○ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)	0
30	○ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)(抄)	0
15	○ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(抄)	0
14	○ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)(抄)	0
1	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)(抄)	0

 \bigcirc 齢 者、 障害者等の 移動等の 円 滑 化 この促進 近に関 する法律 伞 成 十八年法律第九十 号)

目

総則

基本方針等 (第三条—第七条)

移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置 (第八条—第二十四条)

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施 (第二十 五条 第四

第五章 移動等円滑化経路協定(第四十一条—第五十 · 一 条)

第六章 雑則 (第五十二条—第五十八条)

第七章 罰則 (第五 |十九条--第六十 -四条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車 等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、 の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、 等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間 もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 高齢者、 両

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

能上の制限を受ける者をいう。 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能 上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に 身 体 \mathcal{O}

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設 安全性を向上することをいう。 の利用に係る身体の負担を軽減することにより、 その移動上又は 施設 の利 用上 0 利 便 性及

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、 道路管理 者、 路外 駐 車場管理者等、 公園管理者等及び建築主等をいう。

公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

渡し、又は使用させるものに限る。) 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者 (旅客の運送を行うもの及び旅客の 運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲

第二十三号ハにおいて同じ。

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。 運送を行うものに限る。 以下この条において同じ。)及び一般乗用旅客自動車運送事業者 (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅

- ミナル法 (昭和三十四年法律第百三十六号) によるバスターミナル 事業を営 む
- ホ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)こよるよ形立い置かにない、次号二において同じ。)を営む者人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号二において同じ。)を営む者人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日 本の 法令により 設立され た法
- 旅客施設 が客施設(次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを(イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。) 待合いその他の用に供するものをいう。
- 鉄道事業法による鉄道施設

- ホ 航空旅客ターミナル施設 ニ 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル 中 軌道法による軌道施設 く 鉄道事業法による鎖達旅割

八道路管理者。道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。たまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。たまま車内に乗り込むことが可能なものその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用しうためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動の、車両等。公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行

九八 (略)

-)であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収する三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。百号)第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場(道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和日号)第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。 ものをいう。
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者(以下「公園管理者」という。)又 施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。 んは同 項 の規定による許可を受けて公園
- 特定公園施設 建築主等 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 築物 建築基準法 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 特定建築物 学校、 病院 劇 場、 観覧場、 集会場、 展示場、 百貨店、 ホ ・テル、 事務所、 共同住宅、 老人ホ] ムその他 の多数の者が 利用、

要なものとして政令で定めるものをいう。十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、 る政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。 移動等円滑化が特に必

十八 建築物特定施設 令で定めるものをいう。 出入口、廊下、 階段、エレベーター、 便所、敷地内の 通 路 駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

ついては都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は二十(所管行政庁)建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域に 特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

る地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、 あると認められる地区であること。 総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切で

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

ものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業ハが特定車両(軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためにイ・ロ(略) 使用 する車両等をいう。 以下同じ。 を床面 の低

二十四

二十五 路外駐車場特定事業 等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その 他 この移動

二十六~二十八 (略

(基本方針

定めるものとする。 主務大臣は、 移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、 移動等円滑化の促進に関する基本方針 (以 下 「基本方針」という。)

を

- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるも
- 移動等円滑化の意義及び目標に関する事
- 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

項

- 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事
- 口 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
- 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑:生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項 化のために実施すべき特定事業その他の事業に

する基本的な事項

善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 (下同じ。) 、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。) その他に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をい 3事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改街地開発事業(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的 (昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。

動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3

国の責務

第四条 映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなけべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反 ればならない。 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、 施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ず

2 多めなければならない。 国は、教育活動、広報活動等を通じて、 移動等円滑 化の促進に関 する国民の理解を深めるとともに、 その実施に関する国民 の協力を求めるよ

、地方公共団体の責務

第五条 地方公共団体は、 国の施策に準じて、 移 動 .等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

(施設設置管理者等の責務)

施 設設置管理者その他の高齢者、 障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、 又は管理する者は、 移動

ために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。 国民は、 高齢者、 障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性につ いて理解を深めるとともに、 これらの者の円滑

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置(第八条—第二十四条

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第八条 にその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又 は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新た

- 2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)を公共交通移動等円滑化基準に適合させるため
- 4 努めなければならない。 公共交通事業者等は、 高齢者、障害者等に対し、 これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう
- 公共交通事業者等は、 その職員に対 į 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

道路管理者の基準適合義務等)

5

化のために必要な道路の構造に関する条例(国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。 (以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)を、 以下同じ。)にあっては、主務省令)で定める基準

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 道路管理者は、 その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 4 ばならない。 道路管理者は、 その管理する道路 (新設特定道路を除く。)を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなけ
- るのは「政令で定める基準及び高齢者、 のは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二号に規定する新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあ 新等円滑: 化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、 同法第三十三条第一項中 「同条第一 項」とあるのは 「前条第一項」と

5

車場管理者等の基準適合義務等

- 第十一条 路外駐車場管理者等は、 う。)に適合させなければならない。 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準 特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場 (以下この条において「新設特定路外駐車場」という。 (以 下 「路外駐車場移動等円滑化基準」と
- 2
- 3 利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加
- 1事項を含む。第五十三条第二項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準 (前 項の

(公園管理者等の基準適合義務等)

することができる。

第十三条 公園管理者等は、 以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。 いう。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例(国の設置に係る都市公園にあっては、 特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設 (以下この条において「新設特定公園施設」と 主務省令)で定める基準(

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 3 市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。 、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほ 都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、
- 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 るよう努めなければならない。 公園管理者等は、その管理する特定公園施設 (新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講

|別特定建築物の建築主等の基準適合義務等|

- 第十四条 築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準て同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物 建築主等は、 特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条にお (以下「建築物移動等円滑化基準」という。) に適合させなければならない。 (次項において「新築特別特定建築物」という。) を、 移動等円滑化のために必要な建
- 築主等は、 その所有し、 管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

2

- 3 できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一 建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、 前二項の規定のみによっては、 高齢者、 障害者等が特定建築物を円滑に利用 項
- 5 建築主等(第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとし、又は所有し、 前三項の規定は、 建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。 管理し、
- 三項第一号を除き、 特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。 以下同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。 若しくは占有する特別

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更)

- 第十八条 く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、 当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定特定建築物の容積率の特例)

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、 となる場合における政令で定める床面積は、 物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、 前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築 合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画(第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(同法第五十九条第 十八条の五の四(第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び 十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、 第六十八条の五(第二号イを除く。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。)、第六十八条の五の三第一項(第一号口を除く。)、第六 第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場 算入しないものとする。 移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えること 第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、 第六十八条の三第一項、第六十八条の四 第五十七条の三第二項、

(認定建築主等に対する改善命令)

Rめるときは、 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと 当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し

所管行政 分庁は、 認定建築主等が前条の規定による処分に違 反したときは、 第十 七条第三項の認定を取り消すことができる。

一十五条 ?かつ一体的な推進に関する基本的な構想 市町村は、基本方針に基づき、 単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区につ (以下「基本構想」という。)を作成することができる。 て、 移動等円滑化に係る事業の重点

2 5

基本構想は、 4本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見な都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならな

映させるために必要な措置を講ずるものとする。 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、 障害者等その他利害関係者の意見を反

8 する事項について、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、 次条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関

委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安

前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

員会に、基本構想を送付しなければならない。 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、 これを公表するとともに、主務大臣、 都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委

主務大臣及び都道府県は、 前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、 市町村に対 į 必要な助言をすることができる。

13 12 項から前項までの規定は、 基本構想の変更について準用する。

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、 この条において「協議会」という。)を組織することができる。 基本構想の作成 に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会

第四 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の 重点的 かつー 体的

地方債についての

第四 資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、 地方公共団体が、傾についての配慮) 基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、 特別の配慮をするものとする。 法令の範囲内において、

Ŧ. 動 等円滑

等円滑化経路協定

ては、 されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定 結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に 等供給法」という。)第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっ を要しない。 合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締 設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下 、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。 当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他 の工作物の所有を目的とする借地権その他 「借地権等」という。)を有する者 第四十五条第二項において「大都市住宅 (土地区画整理法第九十八条第一 を使用する権利 項時

- 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路 の位
- 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、 必要なもの
- る事項 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エ前号の経路における移動等円滑化に関する基準 エスカレー ターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。 の整備 又は 管理 に関す
- その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する 事 項
- 移動等円滑化経路協定の有効期間
- 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置
- 3 動等円滑化経路協定は、 市町村長の認可を受けなけ れば なら な

の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二条 定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときけ 前条第三項の認可の申請があったときは、 主務省令で定めるところにより、 その旨を公告し、 当 該移動等円滑化経路

を提出することができる。 前項の規定による公告があったときは、 関係人は、 同項の縦覧期間満了の日までに、 当該移動等円滑化経路協定について、 市町村長に意見書

2

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三 項 0 認 可 \mathcal{O} 申 請 が次の各号 Ď V ず ħ にも該当するときは、 同 項 Ó 認 可をし なけ れ ばならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこ
- 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 一該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、 ·町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、 ばならない。 主務省令で定めるところにより、 移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しな その旨を公告し、 つ、 当該移動等円滑化経路協定を

(移動等円滑化経路協定の変更)

路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受け第四十四条(移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、 市町村長の認可を受けなければならな 動 化

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

移動等円滑化経路協定区域からの除外)

地についての仮換地として指定された土地)は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。 においては、当該借地権等の目的となっていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土土地に対応する従前の土地)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合 移動等円滑化経路協定区域内の土地 (土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該

- る従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第 の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、 協定区域から除外されるものとする。 百三条第四項(大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一 土地区画整理法第九十一条第三項(大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応す
- 3 ていた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、 遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。 (当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない 当該借地 権等を有
- の規定は、 芸項の規定による届出があった場合その他市町 村長が第 項 文は 第二項の規定により 移 動 等円滑 化経路協定区域

4

内 0 土 地 が当該移動 |等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合に ついて準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一四十六条 第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、 項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、 その効力があるものとす

〈移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十 おいて準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、は、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項(第四十四条第二 >動等円滑化経路協定に加わることができる。 七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあって 第四十三条第二項(第四十四条第二項に 当該

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3

当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に、移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた 対応する従前の土地)について、 規定の適用がある者を除く。)に対しても、 前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者 その効力があるものとする。

移動等円滑化経路協定の廃止)

第四十八条 第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもって四十八条(移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、 長の認可を受けなければならない。 その過半数の合意をもってその旨を定め、 第四十一条第三項又は 市 町村

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第四十九 適用については、 条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、 合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。 第四十一条第 項、 第四十四条第一 項、 第四十七条第一項及び前条第 項の規定の

一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定

第五十条 ときは、 市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要がある 移動等円滑化のため必要があると認める

- 2 あると認める場合に限り、 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、 前項の認可をするものとする。 かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要で
- 3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。
- 動等円滑化経路協定となる。 土地所有者等が存することになった時から、 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、 第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移 認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域 内の土地に二以上の

(借主の地位)

ては、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、 その移動等円 滑 化

(資金の確保等)

第五十二条 国は、 移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければ ならない。

(報告及び立入検査)

第五十三条 は帳簿、書類その他の物件を検査させ、 の事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化 若しくは関係者に質問させることができる。 旅客施設、 車 ・両等若しく のた

- 業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関 郷所に立 ち 入り、 特定路外駐 車場の施設若しくは
- 3 への適合に関する事項に関し報告をさせ、 物件を検査させ、 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、 若しくは関係者に質問させることができる。 又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、 建築主等に対し、 特定建築物の 特定建築物、 建 建 築物移動等円滑 是築設備、 書類その他 :化基準
- 所管行政庁は、 認定建築主等に対し、 認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
- 5 項から第三項 ならない。 、までの規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係者の 請求があったときは、 これを提示しな

一項 から第三項までの規定による立入検査の権限 は 犯罪 捜 査のために認められたものと解釈してはならない。

6

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、 については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。 同条第二項第二号に掲げる事項につい ては国土交通大臣とし、

2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、 三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十一項及び第十二項(これらの規定を同条第十三第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第 項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、 国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 • 4

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
- 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者

.質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 若しくは忌避し、

第六十一条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、 届出をせず、 又は虚偽の届出をした者は、 五十万円以下の 罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する

第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者

質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し、

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十三条第二項の規定による報告をせず、 質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し、

第五十三条第四項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者

第六十四 反行為をしたときは、 たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 第五十九条から前条までの違

\bigcirc 海 上 運 送 法 (昭 ·和二十四年法律第百八十七号)

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、 舶運航事業、 船 舶貸渡業、 海運仲立業及び海運代理店業をいう。

- 2 業に相当する事業を営む事業をいう。)以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。 年法律第百六十一号)に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事 この法律において「船舶運航事業」とは、 海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業 (港湾運送事業法
- 3 い、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業を
- 航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、 以下同じ。)により人の運送をする定期 「特定旅客定期航路事業」とは、 その他の定期航路事業をいう。
- 6 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。 この法律において「不定期航路事業」とは、 定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

5

、旅客不定期航路事業の許可)

- 第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港 間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、 航路事業」という。)を営もうとする者は、航路ごとに、 第四条(第六号に係るものを除く。)並びに第五条の規定は、前項の許可にいうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。 以下 「旅客不定 期
- 第三条第二項及び第四項、 項の許可に 0 11 て準用する。

、旅客不定期航路事業者の禁止行為、

- 第二十一条の二 旅客不定期航路事業を営む者 合旅客の運送をしてはならない。 (以下「旅客不定期航路事業者」という。 は、 次に掲げる航路において運送する場合を除
- 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないも

\bigcirc (昭和二十五年法律第二百

この法な 律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨(こ)線橋、 くは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、 建築物 、築設備を含むものとする。 土地に定着する工作物のうち、 屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若 プラットホームの上家、 貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。 興行場、倉庫その他これらに類する施設 (鉄道及び軌)をいい、

二~三十五

建築物の建築等に関する申請及び確認

号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又)をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一 事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。 これに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれ 合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びに第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場 は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。 に基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後にお

木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メート別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの ルを超えるも

木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。 内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴

第六条第 項第一号に掲げる建築物で安全上、 防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの (国 都 道府県及び建築

次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、 について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、 く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備 第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。 劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。)についての 主事を置く市 (同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。) で特定行政庁が指定するもの (国等の建築物を除 の建築物(以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該 一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(政令で定めるもの以外の特定 腐食その他の

2 (略)

3 ろにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第十二条の三第二項にお いて「建築設備等検査員」という。)に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて 定行政庁が指定するもの(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるとこ 上特に重要であるものとして政令で定めるもの その結果を特定行政庁に報告しなければならない。 特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。)で安全上、防火上又は (国等の建築物に設けるものを除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特

又は用途に関する台帳を整備し、 特定行政庁は、 確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第一項及び第三項の規定による報告に係る建築物の敷地、 かつ、当該台帳 (当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。)を保存しなけ 建築設備

9 (略)

都道府県又は建築主事を置く市 町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例

び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第二十五項までの規定に定めるところによる。十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、 九 条から第十条まで及

- 2 を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない 第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は
- いて通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。 条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築につ |項において同じ。) に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定 [の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。 建築基準関係規定に適合することを認めたときは 以下この項及び第十 当該通知を

4 13 (略)

の規定により第三項の期間を延長した場合にあつては、 係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、 建築主事は、 第三項の場合において、 第二項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建 当該延長後の期間)内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。 その旨及びその理由を記載した通知書を第三項の期間

15 (25

第五十二条 ある第一種住居地域、第二種住居地域、 の一・五倍以下でなければならない。 たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物が 下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)は、 準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値 第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当

- 一 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物(第六号に掲げる建築物を除く。) 十分の五、十分の六、十分の八、 十分の十、十分の十五又は十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 十五、十分の二十、十分の三十、十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物(第五号及び第六号に掲げる建築物を除く。) 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物(第六号に掲げる建築物を除く。)又は第一 十分の十、十分の一種住居地域、第二
- 商業地域内の建築物(第六号に掲げる建築物を除く。)
 十分の二十、十分の三十、十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十 十分の八十、十分の九十、十分の百、十分の百十、十分の百二十又は十分の百三十のうち当該地域に関する都市計画において定められた
- 又は十分の四十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの 工業地域内の建築物(第六号に掲げる建築物を除く。)又は工業専用地域内の建築物 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十
- 五. 域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合 面積が当該最低限度以上のものに限る。) 当該建築物がある第一 の三分の二以上であるもの 高層住居誘導地区内の建築物(第六号に掲げる建築物を除く。)であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、 て定められたもの (当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地 種住居地域、 第二種住居地域、準住居地域、 当該高層住居誘導地区に関する都 近隣商業地域又は準工業地 面 画
- するもの :定用途誘導地 |該特定用途誘導地区に関する都市計画 区内の建築物であつて、その全部又は において定められた数値 部を当該特定用途誘導 地区に関する都市 計画 において定めら れた誘導すべき用途

- |地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの 域 0 のな 区 .城内の建 十分の五、十 分の八、十分の十、十分の二十、十分の三十又は十分 の四十のうち、 定 行 政 庁 が
- 2 数値を乗じたもの以下でなければならない。 (が十二メートル未満である建築物の容積率は、 項に定めるもののほか、前面道路 (前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。 当該前面道路の幅員のメートルの数値に、 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める 以下この 項及び第十二項において同じ。 (T) 幅
- 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物 十分の四
- 会の 当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のも 逆築物 に限る。第五十六条第一項第二号ハ及び別表第三の四の項において同じ。)を除く。) 十分の四(特定行政庁が都道府県都市計画審議 種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種 (高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの(住居地域若しくは準 地 域内
- 八のうち特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの) その他の建築物。十分の六(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の4の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の六) 建 築物にあつては、 十分の 兀 又は 十分
- 3 の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)は、算入しに供する部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用その天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において 項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第の三第一項(第一号ロを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の四(ただし書及び第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一十八条の五(第二号イを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五 ものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階で 三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定する ないものとする。 項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四 第一項(ただし書を除く。)、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、 第五十七条の三第二項、 第五 十九条
- 4 · 5 (略)
- 条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四(第一号口を除く。)、第六十八十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、 第六十八条の九第一項、 項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、 第八十六条第三項及び第四項 第五十七条の二第三項第二号、 第八十六条の二第二項及び第三項 第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、 第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第 /条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八

- (の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面 一積に は 政令で定める昇降機の昇降路の 部分又は共同 住宅の共用 0 廊 下若しくは階
- 7 当該建築物の容積率は、第一項及び第二項の規定による当該各地域、 は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。 建築物の敷地が第一項及び第二項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地域、 地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域 地区又は区域の二以上にわたる場合においては、

8~11 (略)

柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。)がある場合において当該壁面線又は当該壁面 ばならない。 項の規定を適用することができる。ただし、建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなけれ 位置の制限として定められた限度の線(以下この項及び次項において「壁面線等」という。)を越えないもの(ひさしその他の建築物の部分 面 で政令で定めるものを除く。)については、当該前面道路の境界線は、当該壁面線等にあるものとみなして、 第二項各号の規定により前面道路の幅員のメートルの数値に乗ずる数値が十分の四とされている建築物で、 線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限 (道路に面する建築物の壁又はこれに代わる 前面道路の境界線から後退 第二項から第七項まで及び第九 して

14 13 次の_タ (略)

- 項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積: 第
- 地内の建築物 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその
- 一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物

15 (略

(特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例)

第五十七条の二 者又はこれらの者の同意を得た者は、一人で、又は数人が共同して、 的とする地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。 その過半が当該特例容積率適用地区に属するものを含む。以下この項において同じ。)に係る土地について所有権若しくは建築物の所有を目 て「特例容積率」という。)の限度の指定を申請することができる。 (以下この条及び次条において「特例敷地」という。) のそれぞれに適用される特別の容積率 特例容積率適用地区内の二以上の敷地(建築物の敷地となるべき土地及び当該特例容積率適用地区の内外にわたる敷地であ 特定行政庁に対し、 国土交通省令で定めるところにより、 (以下この条及び第六十条の二第四項にお 以下「借地権」という。 当該二以上の)を有する

2 (略

3 定行政庁は、 第 項 の規定による申請が次の各号に掲げる要件 \mathcal{O} V ずれにも該当すると認めるときは、 当該申請に基づき、 特例 地

のそれ

ぞれに適用される特例容 積率の限度を指定するものとする。

- 二 申請に係るそれぞれの特例容積率の 物の計画上の容積率以上であること 限度が、 申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築
- (略)

(指定の取消し)

第五十七条の三 前条第四項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、 第三項の指定の取消しを特定行政庁に申請することができる。この場合においては、あらかじめ、 係を有する者の同意を得なければならない。 当該特例敷地について政令で定める利害関 同

火上及び衛生上支障がないと認めるときは、 築物の計画上の容積率が第五十二条第一項から第九項までの規定による限度以下であるとき、その他当該建築物の構造が交通上、安全上、 前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の 当該申請に係る指定を取り消すものとする。 防 建

(高度利用地区)

第五十九条 各号の一に該当する建築物については、この限りでない。 ては、それぞれの建築面積)は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率並びに建築物の建築面積 (同一敷地内に二以上の建築物がある場合におい ただし、 次の

物で、容易に移転し、又は除却することができるもの 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロツク造その 他これらに類する構造であつて、 階数が二以下で、 カュ つ、 地階を有しな 建築

公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、 公益上必要なもの

三学校、駅舎、 卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したも

3

2

各号に掲げる数値とみなして、 高度利用地区内の建築物については、当該高度利用地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一 同条の規定を適用する。

4

(地内に広い空地を有する建築物の容積率等の 特例

第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、 の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項から第九項ま全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ペい率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地 第五十五条第一項、 第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。 特定行政庁が交通上、

2 (略)

(特定街区)

第六十条 特定街区内においては、 建築物の容積率及び高さは、 特定街区に関する都市計画において定められた限度以下でなければならない。

2·3 (略

(都市再生特別地区)

第六十条の二 都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率、建築物の建築面積 ばならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 いては、それぞれの建築面積)並びに建築物の高さは、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなけれ六十条の二(都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率、建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にお

物で、容易に移転し、又は除却することができるもの 主要構造部が木造、 鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、 かつ、 地階を有しない

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

学校、駅舎、 卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したも

2 · 3 (略)

条第一項各号に掲げる数値 十二条の規定を適用する。 都市再生特別地区内の建築物については、 (第五十七条の二第六項の規定により当該数値とみなされる特例容積率の限度の数値を含む。) とみなして、 当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二

)~7 (略)

(再開発等促進区等内の制限の緩和等)

第六十八条の三 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区 内容に適合する建築物で、 地区整備計画が定められている区域のうち建築物の容積率の最高限度が定められている区域内においては、当該地区計画又は沿道地区計画の 下同じ。)又は沿道再開発等促進区 特定行政庁が交通上、 (沿道整備法第九条第三項に規定する沿道再開発等促進区をいう。以下同じ。)で地区整備計画又は沿道 安全上、 防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、 (都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区 第五十二条の規定は をいう。 適用

建築

積率の特例 積率の最高限度を区 .域の特性に応じたものと公共施設の整備 0 状況に応じたものとに区分して定める地 区 計 画 0 区 域 お

第六十八条の四 行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、 の最高限度(以下この条において「公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度」という。)を除く。)に適合し、かつ、 整備法第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設 に関する第二号の条例の規定は、適用しない。 条において同じ。)の区域内にある建築物で、 密集市街地整備法第三十二条の二第二号又は沿道整備法第九条の二第二号の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率 次に掲げる条件に該当する地区 計 画 当該地区計画、 防災街区 (以下単に「地区防災施設」という。 整備地 防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の内容(都市計画法第十二条の六第 区計画又は 沿道 公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度 地区計画)の区域が定められているものに限る。 (防災街区 整 備 地区 計 画にあ つては、 以下こ 市 特定

(が定められている区域であること。 地区整備計画、特定建築物地区整備計画、 防災街区 整備地 区 整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域のうち、 次に掲げる事

|の整備の状況に応じたものとに区分した建築物の容積率の最高限度 都市計画法第十二条の六、密集市街地整備法第三十二条の二又は沿道整備法第九条の二の規定による区域の特性に応じたものと公共施

- (1) から③までに掲げる区域の区分に従い、当該⑴から③までに定める施設の配置及び規
- 地 区整備計画の区域 都市計画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設又は同条第五項第 一号に規定する 施
- 防災街区整備地区整備計画の区域 密集市街地整備法第三十二条第二項第二号に規定する地区施設
- (3)(2)(1)沿道地区整備計画の区域 沿道整備法第九条第二項第一号に規定する沿道地区施設又は同条第四項第一 号に規定 する施設
- 第六十二 八条の二第一項の規定に基づく条例で、 前号イに掲げる事項に関する制限が定めら れている区域であること。

第六十八条の五 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、(区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例)

て定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなして、 当該地区計画又は沿道地 同条の規定を適用する。 お

|画の区域を区分して建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。) 地区整備計画又は沿道地区整備計画 (都市計画法第十二条の七又は沿道整備法第九条の三の規定により、 が定められている区域であること。 地区整備計画又は 沿道 地 区 |整備

条例 あっては、 前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域 でこれらの事項に関する制限が定められている区域であること。 地区整備計画又は沿道地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、 かつ、 第六十八条の二第一 項の規定に基づく

築物 . О

- ロ 建築物の敷地面積の最低限度
- ハ 壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

|域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例

第六十八条の五の二 なして、同条の規定を適用する。 災街区整備地区計画の内容に適合する建築物で、 ては、当該防災街区整備地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみ 次に掲げる条件に該当する防災街区整備地区計画の区域内にある建築物(第二号に規定する区域内の建築物にあつては、 特定行政庁が交通上、 安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに限る。)につい区域内にある建築物(第二号に規定する区域内の建築物にあつては、防

れぞれ区分し、又は区分しないで建築物の容積率の最高限度が定められているものに限る。)が定められている区域であること。 特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画(いずれも密集市街地整備法第三十二条の三第一項の規定により、その区域をそ

らの事項に関する制限が定められている区域であること。 にあつては、特定建築物地区整備計画において次に掲げる事項が定められており、かつ、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例でこれ前号の建築物の容積率の最高限度が当該区域に係る用途地域において定められた建築物の容積率を超えるものとして定められている区域

建築物の容積率の最低限度

建築物の敷地面積の最低限度

壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。

(高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例)

第六十八条の五の三 次に掲げる条件に該当する地区計画又は沿道地区計画の区域内にある建築物については、当該地区計画又は沿道 おいて定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項第二号から第四号までに定める数値とみなして、 同条の規定を適用する。 地 画

の区域であること。 都市計画法第十二条の八又は沿道整備法第九条の四の規定により、 次に掲げる事項が定められている地区整備計画又は沿道 地区整備 計 画

- 建築物の容積率の最高限度

積の最低限度及び壁面の位置の制限 度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合にあつては、これらの最低限度)、 建築物の容積率の最低限度(沿道地区整備計画において沿道整備法第九条第六項第二号の建築物の沿道整備道路に係る間 (壁面の位置の制限にあつては、 市街地の環境の向上を図るため必要な場合に限る。) 建築物の建ペい率の最高限度、 建 築物の建築面 口率の最低限

に定められたものに限る。 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、 に関する制限が定められている区域であること。 前号ロに掲げる事項 (壁面の位置の制限にあつては、 地区整備計画又は沿道地区整備 計

2·3 (略

(住居と住居以外の用途とを区分して定める地区計画等の区域内に おける建築物の容積率の特例

第六十八条の五の四 途に供する建築物については、当該地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五六十八条の五の四 次に掲げる条件に該当する地区計画、防災街区整備地区計画又は沿道地区計画の区域内にあるその全部又は一部を住宅の用 下でなければならない。 当該建築物の容積率は、 定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む 十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、 当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以 同条(第八項を除く。)の規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規

次に掲げる事項が定められている地区整備計画、 特定 建 築物地区整備計画、 防災街区整備地区整備計 画 又は沿道地区 1整備 画 の区域であ

れぞれ都市計画法第十二条の九第一号、密集市街地整備法第三十二条の四第一号又は沿道整備法第九条の五第一号に掲げるものの数値が建築物の容積率の最高限度(都市計画法第十二条の九、密集市街地整備法第三十二条の四又は沿道整備法第九条の五の規定により、そ 第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値以上その一・五倍以下で定められているものに限る。)

建築物の容積率の最低限度

壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)建築物の敷地面積の最低限度

当該区域が第一種住居地域、第二種住居地域、第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、 準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内にあること。前号口から二までに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における制限の特例)

第六十八条の五の五 次に掲げる条件に該当する地区計画等(集落地区計画を除く。 計画等の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、 定は、適用しない。 安全上、 防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、 以下この条において同じ。)の区域内の建築物で、 第五十二条第二項 当該地 の規

次に掲げる事項が定められている地 区整備計 画 等 (集落地区整備計画を除く。 0) 区域であること。

口 建築物の容積率の最高限度

2

(建築物 0 敷 地 が 地区計 画等の区域の内外にわたる場合の

よる建築物の容積率の限度又は第五十三条第一項の規定による建築物の建ペい率の限度とみなして、第五十二条第七項、第十四項及び第十五 項又は第五十三条第二項、第四項及び第五項の規定を適用する。 |建ペい率の最高限度を、それぞれ当該建築物の当該条例による制限を受ける区域内にある部分に係る第五十二条第一項及び第二項の規定に 建築物の敷地が当該条例による制限を受ける区域の内外にわたるときは、当該条例で定められた建築物の容積率の最高限度又は建築物 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の容積率の最高限度又は建築物の建ぺい率の最高限度が定められ

第六十八条の九 当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用を図るため必要と認めるときは、政令で定める基準に従い、六十八条の九(第六条第一項第四号の規定に基づき、都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内においては、地方公共団体 建築物又はその敷地と道路との関係、建築物の容積率、 建築物の高さその他の建築物の敷地又は構造に関して必要な制限を定めることが 条例

2 (略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第八十六条 (略)

2 (略)

許可したものについては、特例対象規定(第五十九条の二第一項を除く。)の適用について、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとす敷地とみなすとともに、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一 全部を含むものに限る。以下この項、第六項、第七項及び次条第八項において同じ。)内に建築される一又は二以上の建築物のうち、国土形成している場合において、当該一団地(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域 ることができる。 通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該一又は二以上の建築物の位置及び建ペい率、容積率、各部分の高さその他の構造について の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上 のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団 国土交

ろにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建ペい率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防した設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令 は、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び次条第八項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び建べ その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるとき 容積率、 各部分の高さその他の構造を前提として、 かつ、 総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、 安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地から 当該区域内に存す 防火上及び衛生 で定めるとこ

は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、 ることとなる各建築物に対する特例対象規定 の規定による限度を超えるものとすることができる。 敷地とみなすとともに、建築される建築物の各部分の高さ又は容積率を、 (第五十九条の二第一項を除く。)の適用に その許可の範囲内において、 ついて、 当 第五十六条若しくは第五十七条の二第六項 該一 定の一団の土地の 第五十五条第一項の規定又 区 域をこれ らの

5~10 (略)

(公告認定対象区域内における一 敷 (地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等)

第八十六条の二 定める空地を有することとなる場合に限る。)において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該建築物の位置及び建ぺい 一敷地内認定建築物以外の建築物を、 面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に建築しようとする場合(当該区域内に政令で

の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用さ係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該建築物 れる第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。この 各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内認定建築物の位置及び建ぺい率、容積率、各部分の高さその他の構造との関

場合において、前項の規定は、

適用しない。

造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、 規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内許可建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は び建ぺい率、 交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該建築物が、その位置及 公告許可対象区域(前条第三項又は第四項の規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、 当該区域内に前条第三項又は第四項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、 容積率、 各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内許可建築物の位置及び建ぺい率、 かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるととも 許可するものとする。 容積率、 各部分の高さその他 同条第三項又は第四項 国土 の構

4~12 (略)

(一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し)

第八十六条の五 二第二項若しくは第三項の規定による許可の取消しを特定行政庁に申請することができる。 、十六条第一項若しくは第二項若しくは第八十六条の二第一項の規定による認定又は第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、 当該公告対象区域内の建築物に係る第

2 (略)

3

各部分の 第一項の規定による許可の取消しの申請を受けた特定行政庁は、 高さその他の構造について、 交通上、 安全上、 防火上及び衛生上支障がなく、 当該申請に係る公告許可対象区域内の建築物の位置及び建べ かつ、 市街地の 環境の整備改善を阻 !害することがない 容積

と認めるときは、当該申請に係る許可を取り消すものとする。

4~6 (略)

(総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例)

第八十六条の六 一団地の住宅施設に関する都市計画を定める場合においては、 び第五十五条第一項に規定する建築物の高さと異なる容積率、 第五十二条第一項第一号に規定する容積率、 第五十三条第一項第一号に規定する建ペい率、 建ぺい率、距離及び高さの基準を定めることができる。 種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域については 第五十四条第二項に規定する外壁の後退距離及

2 (略

(用途の変更に対するこの法律の準用)

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合(当該用途の変更が政令で指定する類似の用 なければならない」と読み替えるものとする。 までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで及び第十四項から第十六項 四(第一頁第一卦をが育に赤つ售を次のに長うB子に長う。)、、「ここ」・しょが、「こうないのである場合を除く。)においては、同条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の「 におけるものである場合を除く。)においては、同条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の「 におけるものである場合を除く。)においては、同条(第三項を開発の第二項第一項第一項第一項第一項表示である。

2~4 (略)

(許可又は確認に関する消防長等の同意等)

第九十三条 屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合又は建築主事若しくは指定確認検査機関が第八十七条の二において準用する第六得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の同意を 条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。 特定行政庁、 建築主事又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係

えてその旨を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意 第四号に係る場合にあつては、同意を求められた日から三日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から七日以内に同意を与 しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、 て適用される第六条第一項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。)で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは の規定(建築主事又は指定確認検査機関が第六条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、 ^ることができない事由があると認めるときは 消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例 これらの期限内に、 その事由を当該特定行政庁、 建築主事又は指定確認検査機関に通 同項の規定により読み替え 大規模の模様替若 同項

ければならない。

- 3 て同意を求められた場合に行う審査について準用する。 第六十八条の二十第一項 (第六十八条の二十二第二項において準用する場合を含む。) の 規定は、 消防長又は消防署長が第一項の 規定によつ
- たとき又は第十八条第二項(第八十七条第一項又は第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合において よる確認申請書を受理したとき若しくは第六条の二第一項(第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を受け 建築主事又は指定確認検査機関は、 遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。 第一項ただし書の場合において第六条第一項 (第八十七条の二において準用する場合を含む。 対規定に
- 5 場合を含む。)の規定による確認の申請書を受理した場合、第六条の二第一項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に 四十五年法律第二十号)第二条第一項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、第六条第一項(第八十七条第一項において準用する よる確認の申請を受けた場合又は第十八条第二項(第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた場合におい ては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。 建築主事又は指定確認検査機関は、第三十一条第二項に規定する屎(し)尿浄化槽又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 関に対して意見を述べることができる。 保健所長は、必要があると認める場合においては、この法律の規定による許可又は確認について、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機

(書類の閲覧)

第九十三条の二 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第十二条第一項及び第三項の規定による報告に関する書 うち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそ れがないものとして国土交通省令で定めるものについては、 せなければならない。 国土交通省令で定めるところにより、 閲覧の請求があつた場合には、

(市町村の建築主事等の特例)

第九十七条の二 第四条第一項の市以外の市又は町村においては、同条第二項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法 建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、 この法律中建築主事に関する規定は、 当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。 建築主事を置くことができる。この場合にお

~ 5 (略

(特別区の特例)

第九十七条の三 特別区においては、第四条第二項の規定によるほか、 されている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、 建築主事を置くことができる。 特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するも この場合においては、 この法律中建築主事に関

\bigcirc 路 運 送法 (昭和二十六年法律第百八十三号)

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、 貨物自動車運送事業及び自動車 道事業をいう。

- 2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。
- 3 いう。 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、 他人の需要に応じ、 有償で、 自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、 次条に掲げるも
- 4 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をい いう。
- 5
- 6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車をいう。
- 7 を目 自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者(自動車運送事業を経営する者をいう。以下、この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般・この法律で「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。 同じ。)が専らその事業用自動車 的として設けた道をいう。 (自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。 以下同じ。)の交通の用に供すること

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一般旅客自動車運送事業
- 般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事版旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事 送事業)
- 車運送事業) 一般貸切旅客自動車運送事業 (一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上 の自 動車を貸し切つて旅客を運送する一 般 旅 客自
- 動車運送事業) 一般乗用旅客自 動 車 運送事業 $\widehat{}$ 個 の契約によ ŋ 口 \mathcal{O} 玉 土交通省令で定める乗車定員 未満 の自動車を貸し切つて旅客を運送する一 般旅客
- 特定旅客自動車運送事業 (特定の者の需要に応じ、 定の 範囲 の旅客を運送する旅客自 動車運送事業

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 以下同じ。)について行う。 一般旅客自動車運送事業の許可は、 般旅客自動車運送事業の種別 (前条第一号イからハまでに掲げる一 般旅客自動車運 送事業の別をいう。

(許可申

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。前項の申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。交通省令で定める運行の態様の別を含む。)ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画を自動車運送事業にあつては、路線定期運行(路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。)その他の国土の一路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別(一般乗合旅

3 2

\bigcirc 路 法 (昭 和二十七年法律第百八十号) (抄)

用 (語の定義)

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で一等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベータ

次に掲げるものをいう。

一~五 (略)

七・八(略)
六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、 又は道路に接して第十八条第一 項に規定する道路管理者が設けるもの

3 5

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、 左に掲げるものとする。

四 市町村道 一 高速自動車国営 道

(国道の新設又は改築)

第十二条 の工事を施行することが適当であると認められるものについては、 を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情. により 都道 府県がそ

(国道の維持、修繕その他の管理)

の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、政令で指定する区間(以下「指定区間」という。)内については第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定 国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2

3

界に係る場合においては、 国土交通大臣は、 工事が高度の技術を要する場合、 都道府県に代わつて自ら指定区間外の国 高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域 道の災害復旧に関する工事を行うことができる。 この場合においては、 国力の土境

交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4~6 (略)

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

- 2 路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。 認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、 その道路の管理は、 その重複する部分の道 線を
- 3 あるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。 係都道府県知事」とあるのは 第七条第五項及び第六項の規定は、 「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、 前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。 この場合において、これらの規定 同条第六項中「当該都道府県の議会」と 関
- 4 関係市町村長の協議が成立したものとみなす。 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により 都道 府県知事が裁定をした場合にお いては、 第二項但書の規定の適用については
- 5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合(前項の規定により関係市 おいては、 関係市 町村長は、 成立した協議の内容を公示し なければならない。 町 村長の協議が成立したものとみなされる場合を含

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並 びに

- 2 域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内 に存する都道府県道の管理を行うことができる。 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、 都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区
- 3 第十五条の規定にかかわらず、 都道府県に協議し、 その同 意を得て、 当該 町村の 区域内に存する都道府県道の管 理を行うことができ
- する国道若しくは都道府県道の新設、 指定市以外の市町村は、 道 の新設、 改築、 維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、 完道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存 第十三条第 一項、 第十五条並びに第八十五条第

4

、これを行うことができる。 ものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。)を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては 及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの(前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされている 第十二条ただし書、第十三条第一項、 第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、 都道府県に協議し、その同意を得て

5~7 (略)

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者(指 いう。)において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下 線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、 定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路 「道路管理者の事務所」と

2 (略

(兼用工作物の管理)

での規定にかかわらず、 道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条ま 場その他公共の用に供する工作物又は施設(以下これらを「他の工作物」と総称する。)とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の 速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道との交差部分をいう。)、駅前· については、 道路と堤防、 道路に関する工事 護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道 協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、 (道路の新設、 改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。)及び維持以外の管理を行わせることができない (道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 独立行政法人日本高

(附帯工事の施行)

第二十三条 道路管理者は、 .関する工事とあわせて施行することができる。 道路に関する工事に因り必要を生じた他 の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道

2 !項の場合において、 他の工事が河川工事又は砂防工事であるときは、 当該他の工事の施行については、 同項の規定は、 適用しない。

道路の占用の許可)

第三十二条 許可を受けなければならない。 道路に次の各号のいず かに 掲げる工作 物、 物件又は 施設 を設け、 継 続 して道路を使用しようとする場合においては、 道路管理者の

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出 .箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類す四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 ホ道ぞの他これらに類する物件 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施
- 六 七 露店、商品置場その他これらに類する施設 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、 物件又は施設で政令で定めるも

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。

0

目

- 道路の占用の期間道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、
- 道路の占用の場所 工作物、物件又は施設の構造
- 工事実施の方法
- 七六五四三 工事の時期
- 更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許り(第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変 可を受けなければならない。 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、「道路の復旧方法
- 4 5

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないも であり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、 を与えることができる。 同条第一項又は第三項の許可

- (水道、電 気、ガス事業等のための道路の占用の特例)
- 第三十六条 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号)、 工業用水道事業法 (昭和三十三年法律第八十四号)、 下水道法 (昭和三十三年法律第七

可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出し者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許 者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。)を道路に設けようとする者は、 事業者を除く。)がその事業の用に供するものに、 電話所(これらのうち、 は、この限りでない。 ておかなければならない。 第二条第十一項に規定するガス事業(同条第二項に規定するガス小売事業を除く。)の用に供するものに限る。 水管(水道事業、 十九年法律第五十一号)、 鉄道事業法 水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、 (昭和六十一年法律第九十二号) 電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気 ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合において 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号)又は電気通信事業法 電気通信事業法に基づくものにあつては同法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業 若しくは全国新幹線鉄道整備法 昭 和四十 (昭和五十九年法律第八十六号) 公衆の用に供する鉄道、ガス管(ガス事業法 五年法律第七十一)又は電柱、 号)、 ガス事業法 の規定に基づき、 電線若しくは公衆

よる許可を与えなければならない。 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事 |該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定に管理者は、前項の計画書に基づく工事(前項ただし書の規定による工事を含む。)のための道路の占用の許可の申請があつた場合におい

○ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、 この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。 都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の 利用 の増進を図るため、

(仮換地の指定)

2 { 8

第九十八条 施行者は、 の仮換地について仮にそれらの権利の目的となるべき宅地又はその部分を指定しなければならない。において、従前の宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者があるときは、そ合又は換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。この場合紀九十八条 施行者は、換地処分を行う前において、土地の区画形質の変更若しくは公共施設の新設若しくは変更に係る工事のため必要がある場

2 7 (略

 \bigcirc 都 市 公園 法 (昭和三十一年法律第七十九号)

(定義)

2 この法律において「公園施設」とは、 都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの園路及び広場

ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるも

前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

九八七六五四 都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出、五条(第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設 又は公園施設

てその許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更しようとするときも、 同様とする。

○ 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

(略)

二 路外駐車場 三〜五 (略) 道路の路面外に設置される自動車 の駐車の ための施設であつて一 般公共の用に供されるものをいう。

(設置の届出)

ければならない。届け出てある事項を変更しようとするときも、また同様とする。
置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)に届け出な金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料

○ 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律で「自 動車運送事業を経営する者をいう。 動車運送事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業をい V. 「自動車 運送事業者」とは、 自

2 事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)をいい、 乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。 この法律で「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、 第三条第一号イの一般乗合旅客自動車 運送 般

3 (略)

4 とを目的として設置した施設であつて、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものをいう。 この法律で「自動車ターミナル」とは、旅客の乗降又は貨物の積卸しのため、 自動車運送事業の事業用自動車を同時に二両以上停留させるこ

5 ル以外の自動車ターミナルをいう。 この法律で「一般自動車ターミナル」とは、自動車運送事業者が当該自動車運送事業の用に供することを目的として設置した自動車ターミナ

般貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。 この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいい、 「トラックターミナル」とは、一

7 · 8 (略)

(事業の許可)

(略)

第三条 自動車ターミナル事業を経営しようとする者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、 を受けなければならない。 ただし、一般自動車ターミナルを無償で供用するものについては、この限りでない。 次に定める事業の種類ごとに国土交通大臣の許

バスターミナル事業(バスターミナルである一般自動車ターミナルを一般乗合旅客自動車 運送事業の用に供する自動車ターミナル事業

- 40 -

○ 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)(抄)

(歩行者用道路を通行する車両の義務)

第九条 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されていることが道路標識等により表示されている道路(第十三条の二 歩行者に注意して徐行しなければならない。 において「歩行者用道路」という。)を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に

ることが適当なものを、車輪止め装置取付け区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、内閣府令で定めるところに」という。)が常態として行われている道路の区間であつて、次項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防止を図第五十一条の二 公安委員会は、違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為(以下この条及び第五十一条の四において「違法駐車行為 より、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨の表示をしなければならない。

2 11 (略

\bigcirc 都 市 計 画 法 (昭和四 十三年法律第百号) (抄)

(定義)

第四条

2 域をいう。 この法律におい て「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、 「準都市計画区域」 とは第五条の二の規定により指定された区

3 6

7 この法律において「市街地開発事業」とは、 第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 (16

都市計画区域

第五条 たり、 し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、 件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発 都市計画区域を指定することができる。 都道府県は、 市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、 必要があるときは、 当該市町村の区域外にわ 自然的及び社会的条

2 6

(市町村の都市計画に関する基本的な方針

第十八条の二 市町村は、 当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。 議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、 開 発及び保全の方針に即

3 2 町 町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、 対は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、 公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 都道府県知事に通知しなければならない。

4 市 町 村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

 \bigcirc 都市 再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) (抄)

(定義)

附帯する事業をいい、第三章の規定により行われる第一種市街地再開発事業と第四章の規定により行われる第二種市街地再開発事業とに区分びこの法律(第七章を除く。)で定めるところに従つて行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに一 市街地再開発事業 市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二~十三 (略)

する。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和五十年法律第六十七号) (抄)

(換地計画の決定及び認可)

 \bigcirc

第七十二条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施 なければならない。 行者、組合、市町村、 機構又は地方公社であるときは、 国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都府県知事の認可を受け

2 (略

(土地区画整理法の準用)

第八十二条 土地区画整理法第八十八条、第八十九条、 第九十条から第九十二条まで、 第九十四条及び第九十五条の規定は、 換地計画について準

2 用する。

(土地区画整理法の準用)

第八十三条 土地区画整理法第三章第三節から第七節までの規定は、 住宅街区整備事業について準用する。

\bigcirc 道 事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)

第二条 この法律において「鉄道事業」とは、 第一 一種鉄道事業、 第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。

- 2 軌道に準ずべきものを除く。 この法律において「第一種鉄道事業」とは、 以下同じ。)による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。 他人の需要に応じ、鉄道(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道及び同法が準用される
- 3 のを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。 この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路 (他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたも
- 4 設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいう。 この法律において「第三種鉄道事業」とは、 鉄道線路を第一種鉄道事業を経営する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路 を敷
- 5 •

第三条 鉄道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一時的な需要のための鉄道事業の許可は、期間を限定して行うことができる。第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の許可は、業務の範囲を旅客運送又は貨物運送に限定して行うことができる。鉄道事業の許可は、路線及び鉄道事業の種別(前条第一項の鉄道事業の種別をいう。以下同じ。)について行う。
- 3

(事業基本計画等の変更)

4

第七条 更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 鉄道事業の許可を受けた者(以下「鉄道事業者」という。)は、 ただし、 事業基本計画又は第四条第一項第八号若しくは第十号に掲げる事項を変 国土交通省令で定める軽微な変更については、 この限りでない。

(工事の施行の認可)

第八条 鉄道事業者は、 ただし、工事を必要としない鉄道施設については、この限りでない。 鉄道施設」という。)について工事計画を定め、 国土交通省令で定めるところにより、鉄道線路、 許可の際国土交通大臣の指定する期限までに、 停車場その他の国土交通省令で定める鉄道事業の用に供する施設 工事の施行の認可を申請しなければならない。

2 •

 \bigcirc 中 心 市 街 地 \mathcal{O} 活性 化に関する法 律 (平成十年 -法律 :第九十二号) 抄

その内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、も)を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及び活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上(以下「中心市街地の活性化」という。第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生 って地域の振興及び秩序ある整備を図り、 国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第九条 ュ 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。(本計画の認定)(基本計画の認定) かつー 体 に推

- 2
- 二 土地区画整理事業、 中心市街地の位置及び区域 市街地再 開発事業、 道路、 公園、 駐 車 · 場 等 の公共の用に供する施設の整備その 他 の市 街 地の 整備 改 善の
- 都市福利施設を整備する事業に関する事項

する事項

兀 ための事業に関する事項 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境 (地方住宅供給公社の活用により中心市街地共同住宅供給事業を促進することが必要と認めら れる場合にあ 死の向上

五. 活力の向上のための事業及び措置に関する事項 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項) 特例 通訳案内士育成等事業その 他 の経 済

六 第二号から前号までに規定する事業及び措置と一体的に推進 する次に掲げる事業に関する事 項

公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業

特定事業

第二号から前号までに規定する事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関 はする事

八七 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための 措 置に関する事 項

計画期間

3 !項各号に掲げるもののほか、 中 心市街地の活性化に関する基本的な方針 基本計 画を定める場合には、 次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

ため

0)

- による道路に限る。第四十一条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境 同項又は同法第三十二条第三項の許可に係るものに関する事項を定めることができる。 第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、一 その他中心市街地の活性化に資する事項 維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であって 掲げる施設、工作物又は物件(以下この項及び第四十一条において「施設等」という。)のうち、中心市街地第二項第二号から第六号までに掲げる事項には、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項第 中心市街地の活性化に寄与し、道路 一号又は第四号から第七号まで (同法
- たれたものでなければならない。 2、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保基本計画は、都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するととも
- い場合には、第二項第五号に掲げる事項について当該市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会議所の意見を聴かなければならない。場合には、基本計画に定める事項について当該中心市街地活性化協議会の意見を、同項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されていな、市町村は、第一項の規定により基本計画を作成しようとするときは、第十五条第一項の規定により中心市街地活性化協議会が組織されている 市町村は、地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとするときは、あらかじ
- め、当該地方住宅供給公社の同意を得なければならない。 者(同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第四十一条において同じ。)及び都道府県公安委員会の同意を得なければならな 市町村は、第四項に規定する事項を定めようとするときは、あらかじめ、道路法第三十二条第一 項又は第三項の許可の権限を有する道
- できる。こう易介によいて、全を重なたまり,した別で、たなー・できる。こう易介において同じ。)に対し、その確認を求めることが機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項において同じ。)に対し、その確認を求めることが低いて、関係行政任み関係のできます。)の規定の解釈について、関係行政 係る事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、 市町村は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、中心市街地において実施し又はその実施を促進しようとする中心市街地の活 性化に
- する。 に規定する事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。)に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするもので、 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、基本計画のうち第二項各号に掲げる事項(第四項の規定により同項できる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該市町村に対し、速やかに回答しなければならない。 その認定をするものと
- 基本方針に適合するものであること。
- 当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相 当程度寄与するも のであると認められること。
- 閣総理-大臣は、
- |大臣その他の当該事項 大臣は、 第十項の認定をしようとするときは、第二項第二号から第八号までに掲げる事項について、経済産業大臣、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、中心市街地活性化本部に対し、意見を求めることができる。 に係る関係行政機関の長 (次条、 第十二条及び第十三条において単に 「関係行政機関の長」という。 0) [土交通大臣] 同意を得な

とができる。

14 13 15 13 都道府県は、認定基本計画の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、当該認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をするこは商工会議所に当該認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。14 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しく13 内閣総理大臣は、第十項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)

 \bigcirc

(地域公共交通網形成計

画

2~4 (略)

5 重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十五条の移動等円滑化に係る事業の心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基が、地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中

6 10 (略